

この表は、平成26年9月分の学校給食で使用する「特定原材料等」を含んでいる食品についての情報を掲載しています。

「特定原材料等」とは、食品衛生法で加工食品に表示するよう定められているアレルギーを起こしやすい物質のことで、現在は、表示義務のある7品目と、表示が勧められている20品目の、合計27品目があります。

- 印：食品の原材料として使用しているもの。(27品目すべてについて掲載。)
- △印：同じ工場・施設内で特定原材料等を含む食品を製造しているため、混入の可能性があるもの。(表示義務のある7品目のみ掲載。)
- ×印：加工の途中で補助的に使われるもの。製品を加工する前の原材料に含まれるもの。(表示義務のある7品目のみ掲載。)

＜「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」との関係について＞

毎月配布しています「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」には、献立で使用する食品をすべて掲載しています。

特に、卵と乳を使用する食品を含む献立には、献立名の左側の「アレルギーなど」欄に★印・■印を入れています。このため、原材料として卵や乳を使用している食品(＝下表に●印を入れている)を含む献立は、「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」のみで確認できます。ただし、△印・×印に関する情報は「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」には掲載していませんので、その情報は、下表で確認していただくこととなります。

＜学校給食センターについて＞

副食(おかず)を調理している学校給食センターでは、特定原材料等を使用しています。(「がっこうきゅうしょくこんだてひょう」のとおりです。)また、食器等も、同じ物を使用しています。このため、別のおかずから混入する可能性を完全に否定することはできません。

不安に感じられる場合は、学校給食センターまでお問い合わせください。

がっこうきゅうしょくセンター 072-484-1389

Table with columns for food names, allergen categories (7 items, 20 items), and preparation status (2-30 days).

